

オオクチバスに係る漁業権免許について

1 経緯等

- 河口湖でのワカサギ不漁による地元から陳情等を踏まえて、平成元年に河口湖漁協に、平成6年に山中湖漁協、西湖漁協に、オオクチバスの漁業権を免許した
- 水産動植物の生育環境の保全、水産資源の保護等の観点から、オオクチバスの漁業権免許には反対意見があり、農林水産省は、前回の漁業権免許一斉切替時（平成15年度）に、オオクチバスの新たな免許を認めない方針を示し、既に漁業権のあった河口湖、山中湖、西湖、芦ノ湖にしか免許できなくなった
- 平成15年度の公聴会（本県内水面漁場管理委員会が開催）においても、賛否両論の意見が公述された。このため、本県では、次の制限又は条件を付してオオクチバスの漁業権を免許するとともに、将来的にはできる限りオオクチバスに頼らない漁場管理を検討していくよう通知した
 - ・当該水面における在来の生物への影響を評価すること
 - ・流失の予防措置及び流失を想定した対応措置を確保すること
 - ・当該漁場から知事の承認を得ずに生体のまま持ち出さないこと
- オオクチバスは、平成17年に外来生物法により特定外来生物に指定されたが、指定時に漁業権が免許されていた場合は、特例措置が認められた

2 国の考え方・漁協の意向

- 水産庁からの通知（「漁場計画の樹立について」（平成24年6月8日付け24水管第684号））では、外来生物法の特例措置による許可を受けている場合は、オオクチバスの漁業権免許の継続が可能
- 河口湖・山中湖・西湖の各漁協とも、外来生物法の特例措置による許可を受けており、その許可条件等を遵守している
- 各漁協とも、漁業権免許の継続を望み、引き続きオオクチバスに頼らない漁場管理を進めていく意向

3 オオクチバスに係る漁業権免許への対応

- オオクチバスへの漁業権免許は本来好ましいものではないが、次の理由により免許を継続していく方針であるとともに、外来生物法の趣旨を踏まえてオオクチバスに頼らない漁場管理ができるよう引き続き漁協を指導していく

（理由）

- ① 各漁協では、この10年間、放流量の削減やオオクチバスに替わる魚種の育成などオオクチバスに頼らない漁場管理を進めてきたが、まだ十分ではないこと
- ② オオクチバスに漁業権を設定して以来、漁協の経営安定のみならず、地域振興・観光振興にも少なからず寄与し、町村も継続を望んでいること
 - ・ 今となっては最初に河口湖漁協に免許したことが適切ではなかったと指摘されることはやむを得ないが、当時としては河口湖では本当に困って要望した経緯があり、県には地域の要望に応じて免許をした責任があり、外来生物法の趣旨に配慮しながら、地域の要望に応じていく必要がある
 - ・ なお、富士河口湖町では、「富士河口湖町特定飼養等施設からの特定外来生物逸出防止、持出し禁止（生体に限る）及び監視指導員設置に関する条例」（平成17年5月23日条例第19号）を定め、地域全体で流出防止や持出し禁止等に対応する体制を整えている
- ③ 財産権という漁業権の法的性格や外来生物法で特例措置が認められていることから、漁協の意向に反して免許しないこととする法的根拠が弱いこと
- ④ オオクチバスの魚族への影響については、この10年間、遊漁や漁業に影響を及ぼすほどの大きな変化は認められていないこと

オオクチバスに頼らない漁場管理の取組状況について

1 これまでの取組

この10年間は、オオクチバスに頼らない漁場管理として、各漁協では、次のことを重点的に取り組み、県ではこれを支援してきた

○オオクチバスの放流量の削減

3湖合計の放流量は45.3t(平成15年)から6.9t(平成24年)へ大幅減

○オオクチバスに替わる魚種の育成

山中湖：ワカサギは回復傾向、河口湖：ワカサギは漁獲不良

西湖：ヒメマスは低下傾向に歯止め、ヤマメは断念

2 今後の取組（免許をなくしていくために必要なこと）

(1) 放流量の更なる削減とオオクチバスに替わる魚種の育成等

○放流量の削減 → バス遊漁者の減少 → 更なる放流量の削減というサイクルの定着

○引き続きオオクチバスに替わる魚種を育成。特に、ワカサギの復活が順調ではない河口湖漁協には、ワカサギの復活を重点的に支援

○放流によらない方法（産卵床の造成）による増殖義務への対応

(2) その他の取組

○私法上の財産権である漁業権の免許をなくすには、漁協から「免許は必要ない」と言ってもらえることが重要。このため、組合員への情報提供等を強化していく

○免許をなくしていくための前提として、免許をなくした後のオオクチバスへの対応等について、県、漁協など関係者で検討し、共通認識を持つ

①免許がなくなれば、外来生物法の趣旨等に従って、防除（放流してきたバスを駆除）しなければならないのか

・全国の止水域にオオクチバスは生息し、3湖の規模の止水域での完全駆除は非常に困難

・防除するとしても、誰が、どの程度まで防除するのか、費用はどうするのか

②免許がなくなれば外来生物法の特例措置も終了するが、これにより義務づけられている流出防止対策等をそのまま継続する必要があるのか

③免許がなくなった後、オオクチバスが生息している間、漁業権魚種の混獲を理由とした遊漁料を徴収するのか

・漁協自らオオクチバスの経営への影響（オオクチバスによる遊漁料収入等）を明確化する必要がある

④本県では、免許のある場合を除き、バス類のリリースを禁止する委員会指示を出しており、オオクチバスの免許をなくした場合、リリースの禁止をどうするのか

※理想としては、免許をなくした後は、オオクチバスの防除を行い、オオクチバスが生息している間は流出防止対策等を実施し、リリースを禁止にして、遊漁料をできる限り徴収しないという方針が望ましい

※しかし、オオクチバス釣りで生活の糧を得ている方々もいる以上、柔軟に対応して免許をなくした後も、リリースを禁止せず、バス釣りや漁協による遊漁料の徴収に関与しないことも検討する必要がある。

※以上の取組によりソフトランディングによる免許の終了を目指し、漁協の準備等が整えば、存続期間中途での漁場計画の変更も行い、免許を終了することも検討する。